

霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について

霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部を改正する条例

霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例（平成30年霧島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「480円」を「560円」に、「720円」を「840円」に、「240円」を「280円」に、「80円」を「100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。